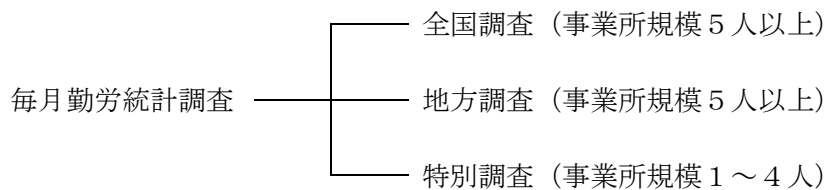


# I 毎月勤労統計調査の概要

## 1 調査の目的及び体系

毎月勤労統計調査は統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）に、その大綱が定められています。本調査は、賃金、労働時間及び雇用の動きについて、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を明らかにすることを目的としています。また、特別調査はこれら全国調査及び地方調査を補完することを目的として実施しています。



## 2 調査期日

### (1) 地方調査（事業所規模 5 人以上）

毎月末日現在（給与締切日の定めがある場合は、毎月最終給与締切日現在）

### (2) 特別調査（事業所規模 1～4 人）

調査実施年の 7 月末日現在（給与締切日の定めがある場合は、7 月の最終給与締切日現在）

## 3 調査の対象

(1) 地方調査の対象は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）において、常時 5 人以上の常用労働者を雇用する県内全事業所の中から無作為抽出された事業所。

① 第一種事業所（常用労働者 30 人以上） 抽出事業所数 約 350

② 第二種事業所（常用労働者 5 人～29 人） 抽出事業所数 約 300

(2) 特別調査の対象は、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所のうち、(1)の調査産業に属し、令和 4 年 7 月 31 日現在の常用労働者が 1～4 人である全事業所。県内 37 調査区 377 事業所（全国約 22,000 事業所）について調査を実施しました。

## 4 調査事項及び用語の解説

### (1) 現金給与額

所得税、社会保険料、組合費等を差し引く前の金額をいいます。

現金給与総額……「きまって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

$$\text{現金給与総額} = \text{定期給与} + \text{特別給与}$$

きまって支給する給与……基本給、家族手当、超過勤務手当などのように労働協約、就業規則（定期給与）等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与

$$\text{定期給与} = \text{所定内給与} + \text{超過労働給与}$$

超過労働給与……超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当など

所定内給与……「きまって支給する給与（定期給与）」のうち、超過労働給与以外のもの

特別に支払われた給与……ボーナス、ベースアップの差額追給分、3か月を超える期間で算定（特別給与）される通勤手当、一時的突発的理由により支給される給与など

## (2) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことです。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日になりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となります。

## (3) 実労働時間

労働者が実際に労働した時間のことです。休憩時間は除かれますが、いわゆる手待ち時間は含まれます。なお、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まれません。

総実労働時間……「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計

$$\text{総実労働時間} = \text{所定内労働時間} + \text{所定外労働時間}$$

所定内労働時間……労働協約、就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間

所定外労働時間……早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤等の労働時間

## (4) 常用労働者

期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇われている者のことです。なお、理事、重役等の役員や家族である従業者でも、常時事業所に勤務して毎月給与の支払いを受けている者は、労働者としています。

常用労働者……常用労働者 = 一般労働者 + パートタイム労働者

パートタイム労働者……「常用労働者」のうち、次のいずれかに該当する労働者

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

一般労働者……「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除く者

## (5) 労働異動率

労働異動率は次の算式によって計算します。

$$\text{入（離）職率} = \frac{\text{当月の常用労働者の増加（減少）数}}{\text{前月末常用労働者数}} \times 100$$

## (6) 指数の算定

指数は令和2年（令和2年平均＝100）を基準としており、次式により算定されます。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}} \times 100$$

※消費者物価指数とは、山形市消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」です。

## (7) 賞 与

特別に支払われた給与のうち、賞与（ボーナス）として支給された給与を抜き出して特別に集計したものです。夏季賞与の場合は6～8月、冬季賞与の場合は11月～翌年1月について、それぞれ3か月分の調査票をもとに集計しています。

1人平均支給額……………賞与を支給した事業所における常用労働者（支給されなかった者を含む）1人あたりの平均賞与支給額

支給事業所数割合……………賞与を支給した事業所の全事業所に占める割合

対所定内給与支給月数……………賞与を支給した事業所における賞与の、所定内給与に対する割合の単純平均

## 5 調査結果の算定方式

(1) 産業別、規模別の1人平均の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数（以下、「各種平均値」といいます）は、調査票の現金支給額、実労働時間数、出勤日数の各々の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求めています。

(2) 調査産業計、事業所規模計の各種平均値は、産業規模別における現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の実数に当該産業、規模の推計比率を乗じたものを前月末推計労働者数と本月末推計労働者数の平均で除して求めています。

(3) 推計常用労働者数は、産業別、規模別に調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めた推計値です。

(4) 年平均の算出（実数及び指数）

### イ 実数

各月の実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均は、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することにより算出しています。

### ロ 指数

指数の年平均は、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しています。

## 6 統計表利用上の注意

(1) 第一種事業所の抽出方法は、平成 30 年から毎年 1 月分の調査時に行う部分入替え方式に変更しました。(従前は 2～3 年に一度行う総入替え方式) また、賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂は行いません。一方、常用雇用指数とその増減率は、経済センサスなどの全数調査により真の労働者数が得られた際に、これを労働者数推計のベンチマークとすることに伴う改訂を行うこととなり、令和 4 年 1 月分発表時に、平成 28 年経済センサス活動調査の結果により過去に遡って改訂しました。本年報では、改訂後の指数及び対前年増減率を掲載しています。

(2) 平成 30 年 1 月分から、常用労働者の定義を変更しました。時系列比較を行う場合は、注意が必要です。

平成 29 年 12 月分まで

「期間を定めず、または 1 か月を超える期間を定めて雇われている者」及び

「臨時又は日雇労働者で前 2 か月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者」

平成 30 年 1 月分以降

「期間を定めず、または 1 か月以上の期間を定めて雇われている者」

(3) 対前年比(対前年増減率)は、指数比較で行っています。ただし、指数を作成していないものについては、実数から計算しています。

(4) 統計表中の数値は四捨五入していますので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しません。

(5) 統計表において、「鉱業、採石業、砂利採取業」は、調査事業所数が少ないため、公表から除外していますが、調査産業計などは、これらも含めて集計しています。

(6) 統計表で用いられる符号の意味は次のとおりです。

「—」……当該数字が得られない(指数については指数化されていない)

「x」……調査対象企業体が 2 以下のため、秘匿としたもの

この年報についての照会等は、下記までお願いします。

山形県 みらい企画創造部 統計企画課 経済統計担当

電 話 023-630-2182